

キェルケゴール協会会則

- 1、**名称** 本会はキェルケゴール協会と称する。
- 2、**沿革** 本会は 1937 年に京都で創設され、1957 年以降大阪で発展し、2000 年に京都で新たな活動を開始した。
- 3、**目的** 本会は、デンマークおよび世界各国のキェルケゴール協会と密接に連繋しながら、キェルケゴールの思想の理解を深め、広く社会に普及することを目的とする。
- 4、**事業** 本会は、前項の目的を実現するために次の事業を行なう。
研究会、講演会の開催。機関誌『新キェルケゴール研究』の発行。
キェルケゴールの著作の邦訳及び外国研究書の訳出。キェルケゴール研究に関する外国の事業の紹介。その他キェルケゴール研究に関する必要な事業。
- 5、**会員** 本会会員はキェルケゴールに関心を有する者とし、入会は理事会の承認をえるものとする。
- 6、**役員** 本会は次の役員をおき、役員は本会の運営を行なう。
会長 1 名。副会長 1 名。理事若干名。事務局長 1 名及び幹事若干名。
監査 2 名。
- 7、**理事** 理事は総会において選出され、理事会を組織し、会の全般的な運営に当たる。任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
- 8、**会長** 会長は理事会において互選され、本会を代表する。任期は 2 年とし、引き続いての再任は、2 期を限度とする。
- 9、**副会長** 副会長は理事の中より会長の指名によって委嘱され、会長に事故あるときは会長職務を代行する。
- 10、**事務局長及び幹事** 事務局長は理事の中より会長の指名によって委嘱され、会の実務上の運営に当たる。幹事は会員の中より会長の指名によって委嘱され、事務局長を補佐する。
- 11、**監査** 監査は総会において理事以外の者から選出され、会計監査を行なう。
- 12、**編集委員** 編集委員は理事会によって委嘱される。編集委員会規約は別に定める。
- 13、**総会** 本会は毎年 5 月に定時総会を開催し、事業報告及び会計報告・予算審議をし、理事の選出を行なう。
理事会が必要と認める時は臨時総会を開催することができる。会則の変更及びその他重要事項については、理事会の審議を経て、定時

総会又は臨時総会において決定する。

14、会費及び会計年度 普通会员の年会費は 6,000 円とする。会員は機関誌の配布を受けるほか、本会の行なう事業に自由に参加できる。会費未納会員の処置として、3年間未納の場合は機関誌を送らない。賛助会員は本会の趣旨に賛同し、その発展助成のための援助を行なう。個人は 1 万円以上、団体は 10 万円以上を寄付するものとする。本会の会計年度は各暦年の 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終るものとする。

15、事務局 本会の事務局を、桃山学院大学経営学部経営学科伊藤潔志個人研究室におく。住所は下記のとおり。

〒594-1198 大阪府和泉市まなび野 1-1

桃山学院大学経営学部 伊藤潔志個人研究室気付

なお会計は、谷塚巖とする。

(本会則は 2000 年 5 月 5 日より施行する)

(2010 年 6 月 20 日改正)

(2012 年 7 月 1 日改正)

(2013 年 7 月 7 日改正)

(2018 年 7 月 1 日改正)